

議案第 4 4 号

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成 2 4 年 3 月 1 9 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

富津市水道事業の経営状況及び規模を勘案し、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第
2 9 2 号）第 7 条ただし書の規定により水道事業管理者を廃止する行政改革を実行し、
市を統括する権限の充実を図るため、条例の一部を改正するものである。

富津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市水道事業の設置等に関する条例(昭和46年富津市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「法第14条の規定により、水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

第7条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「基づき」を「より」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第2項中「提出」を「作成」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「提出」を「作成」に、「管理者」を「市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和46年富津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号及び別表水道事業管理者の項を削る。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、水道事業管理者」を削る。

(富津市防災会議条例の一部改正)

4 富津市防災会議条例(昭和46年富津市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第6項中「第9号」を「第8号」に改め、同条第7項中「第5項第9号」を「第5

項 8 号」に改める。

(富津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 富津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 4 6 年富津市条例第 8 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「の管理者」を「の管理者の権限を行う市長」に改める。

(富津市水道事業給水条例の一部改正)

- 6 富津市水道事業給水条例(昭和 4 6 年富津市条例第 8 5 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「の管理者」を「の管理者の権限を行う市長」に改める。

(富津市情報公開条例の一部改正)

- 7 富津市情報公開条例(平成 1 6 年富津市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市長」の次に「(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。) 」を加え、「、水道事業管理者」を削る。

(富津市個人情報保護条例の一部改正)

- 8 富津市個人情報保護条例(平成 1 6 年富津市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「市長」の次に「(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。) 」を加え、「、水道事業管理者」を削る。

(特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例の一部改正)

- 9 特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例(平成 1 7 年富津市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、副市長及び水道事業管理者」を「及び副市長」に改め、「、水道事業管理者にあってはその 1 0 0 分の 8 」を削る。

第 2 条中「、副市長及び水道事業管理者」を「及び副市長」に改める。

(富津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 1 0 富津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 2 1 年富津市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「地方自治法第 2 編第 7 章の規定により設置される」及び「、地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号) 第 7 条の規定により置かれる公営企業

の管理者若しくはこれらに置かれる機関」を削る。

(富津市債権管理条例の一部改正)

1 1 富津市債権管理条例(平成23年富津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び水道事業管理者」を削る。

第4条の見出し中「市長等」を「市長」に改める。